

低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料

1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法第54条関係)

建築物の住宅部分【表1】、共用部分(階段等)【表2】、非住宅部分(店舗等)【表3】の区分に応じて必要となります。

住宅部分、共用部分、非住宅部分それぞれの規模(戸数または面積)で表1～3に該当する部分の手数料の合計額が申請手数料となります。

手数料の算定例

・戸建住宅	⇒	表1				
・共同住宅の住戸のみ	⇒	表1				
・共同住宅の住棟全体	⇒	表1	+	表2		
・店舗付き住宅	⇒	表1	+	表3		
・店舗付き共同住宅	⇒	表1	+	表2	+	表3
・非住宅建築物(工場を除く)	⇒			表3		
・非住宅建築物(工場等)	⇒			表2		

※その他、詳細については、お問い合わせください。

表1 建築物の住宅部分

建築物の住宅の戸数	適合証あり	適合証なし
戸建住宅の場合	6,000円	38,000円
住宅の戸数が1戸のもの	6,000円	38,000円
1戸を超え5戸以下のもの	13,000円	78,000円
5戸を超え10戸以下のもの	20,000円	107,000円
10戸を超え25戸以下のもの	33,000円	147,000円

表2 建築物の共用部分

建築物の共用部分の床面積	適合証あり	適合証なし
床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	117,000円
床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円	190,000円

表3 建築物の非住宅部分

建築物の非住宅部分の床面積	適合証あり	適合証なし
床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	253,000円
床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円	401,000円

2. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(法第55条関係)

建築物の住宅部分【表1】、共用部分(階段等)【表2】、非住宅部分(店舗等)【表3】の区分に応じて必要となります。

住宅部分、共用部分、非住宅部分それぞれの規模(戸数または面積)で表1～3に該当する部分の手数料の合計額が申請手数料となります。

手数料の算定例

・戸建住宅	⇒	表1				
・共同住宅の住戸のみ	⇒	表1				
・共同住宅の住棟全体	⇒	表1	+	表2		
・店舗付き住宅	⇒	表1	+	表3		
・店舗付き共同住宅	⇒	表1	+	表2	+	表3
・非住宅建築物(工場を除く)	⇒	表3				
・非住宅建築物(工場等)	⇒	表2				

※その他、詳細については、お問い合わせください。

表1 建築物の住宅部分

建築物の住宅の戸数	適合証あり	適合証なし
戸建住宅の場合	3,000円	19,000円
住宅の戸数が1戸のもの	3,000円	19,000円
1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	39,000円
5戸を超え10戸以下のもの	10,000円	53,000円
10戸を超え25戸以下のもの	16,000円	73,000円

表2 建築物の共用部分

建築物の共用部分の床面積	適合証あり	適合証なし
床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円	58,000円
床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円	95,000円

表3 建築物の非住宅部分

建築物の非住宅部分の床面積	適合証あり	適合証なし
床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円	126,000円
床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円	200,000円